明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務一七八）　一
○除籍の一部が滅失した件（同一七九、一八〇）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（同一八一）　二
○除籍が滅失した件（同一八二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一八三）　三
○ナンプラ州モナポ初等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一七六）　三
○インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七七～一七九）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一五七二～一五九五）　六
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（国土交通四八九、四九〇）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八六～九二）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（同九三～九七）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一四二）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一四七、一四八）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　九

〔皇室事項〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　九
古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　九
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九

〔公告〕

諸事項

官庁

有権者申出方関係　九
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等

企業年金基金解散・清算人就任関係　三〇
会社その他

告示

○法務省告示第百七十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年六月一日から効力を生ずる。

平成二十五年五月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

福島市長

○法務省告示第百七十九号

北海道函館市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年六月十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、函館市役所又は函館地方法務局に照会すること。

平成二十五年五月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道亀田郡戸井村字浜町番外地　伊藤　勇蔵

○法務省告示第百八十号

東京都中野区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年六月十四日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。